

平成17年度 熊本県立高等学校入学者選抜要項

この要項は、平成17年度熊本県立高等学校入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

I 前期選抜

1 趣旨

- (1) 受検者の多様な能力・適性や意欲・関心、努力の成果等について優れた面を積極的に評価する。
- (2) 生徒の学校選択の幅を広げることで、受検機会の拡大を図る。

2 実施学科等

全日制課程の全学科・第1学年から定員を定めて募集するコース（以下、「コース」という。）及び希望する定時制課程の学科・コース。（ただし、中高一貫教育を行う高等学校を除く。）

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の要件を満たしていることを中学校又はこれに準じる学校（以下、「中学校」という。）の校長が確認した者とする。

- (1) 前期選抜において各高等学校長が定めた自校が重視する観点を理解し、希望する者
- (2) 平成17年3月に県内の中学校を卒業見込みの者又は県内の中学校を卒業した者
- (3) 合格した場合は、必ず入学する者

4 募集人員

- (1) 募集定員の10パーセント以上50パーセント以内とする。ただし、コースを除く普通科については、募集定員の10パーセントとする。
- (2) 各高等学校の学科・コースの募集人員は、上記(1)の範囲内で当該高等学校長が定める。

5 通学区域等

通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（付表）による。
同規則第4条による特例は、次のとおりとする。

- (1) 普通科のコースについては、通学区域を県下全域とする。
- (2) コースを除く普通科については、学区外の出願者に入学を許可し得る数を募集人員の20パーセント以内とする。ただし、人数が最大でも0となる場合は、1人とすることができる。

6 出願期間

出願期間は、平成17年1月20日（木）から1月24日（月）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。なお、郵送による出願の場合は、1月23日（日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類を在学する中学校長又は出身中学校長を経由して出願先の高等学校長に提出する。

(7) 入学願（様式1-(1)に準拠して各高等学校長が定める。）

- a 入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。
- b 志願高等学校の学区外の中学校の出身者で、学区内として出願する者は、保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明するに足る書類を添付しなければならない。
- c 学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、当該高等学校長は、出願した者に対し、その保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明する書類を提出させることができる。

(イ) 受検票（様式2）

(ウ) 写真票（様式3）

(エ) 志願理由及び自己アピール書（様式4）

(オ) 農業自営者養成学科入学志願者調書（様式5）

農業科、畜産科、園芸科、施設園芸科、生活・園芸科、生産科学科、園芸・果樹科、園芸科学科、生物科学科、畜産科学科及びフラワークリエイト科の志願者は、農業自営者養成学科入学志願者調書を添付しなければならない。なお、学科の改編等があった場合は、必要に応じて別途通知する。

(カ) 自己申告書（様式6）

- a 出願者のうち、欠席日数が1年間で30日以上の方については、自己申告書を提出することができる。

ただし、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

- b 自己申告書（様式6をコピーして使用しても可。）は、出願者本人が記入する。

- c 自己申告書は、本人の氏名、郵便番号、住所を記入した返信用封筒（定形。切手は不要。）を同封のうえ、厳封した後、中学校長に提出する。なお、提出する封筒には、中学校名、氏名を記入しておくこと。また、いずれの封筒も出願者が準備すること。
- d 中学校長は、自己申告書が提出された場合、これを入学願、調査書等とともに、出願先の高等学校長に提出しなければならない。
- e 高等学校長は、提出された自己申告書をもって、出願者が不利益な取扱を受けることのないよう留意する。

(キ) 入学者選抜手数料

入学者選抜手数料は、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円とする。いったん受理した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。

イ 中学校長による手続

中学校長は、出願者から提出された上記アの書類等のほか、次の書類を出願先の高等学校長に提出する。

(7) 調査書（様式7）

- a 中学校長は、調査書委員会を設け、作成された調査書について審査し、公正かつ遺漏のないようにしなければならない。
- b 調査書は、「調査書の記入上の注意」を参照のうえ、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。
- c 出身中学校長は、調査書を平成17年1月20日（木）から1月24日（月）午後4時まで、出願先の高等学校長に提出しなければならない。
- d 平成16年3月以前に中学校を卒業した者については、当該年度における熊本県立高等学校入学者選抜要項による調査書の様式に従って作成すること。なお、平成11年3月以前に中学校を卒業した者については、調査書の提出を要しない。

(イ) 成績一覧表（様式8）

- a 県内の中学校長は、県教育委員会が作成した入力用ソフトを用いて、出願者の属する学年全員の成績一覧表を平成16年12月24日（金）現在で作成し、平成17年1月14日（金）から1月19日（水）までに、当該教育事務所に（ただし、熊本市立中学校及び国・私立中学校の校長は、熊本県教育庁高校教育課長に）提出して、証明を受けなければならない。提出する成績一覧表の部数は、前期選抜、中高一貫教育に係る入学者選抜及び後期選抜に出願予定の高等学校数に3部を加えた数とし、成績一覧表の作成のために用いた、データを入力したフロッピーディスクも提出する。（入力用のフロッピーディスクは、熊本県教育委員会で各中学校に配布する。フロッピーディスクの様式は、すべて変更しないこと。）

中学校長は、証明を受けた成績一覧表を平成17年1月20日（木）から1月24日（月）午後4時まで、出願先の高等学校長に1部提出しなければならない。なお、証明済みの成績一覧表1部を学校に保管すること。

- b 各教育事務所長は、中学校長から提出され、証明した成績一覧表1部及びデータを入力したフロッピーディスクを平成17年1月26日（水）までに、熊

本県教育庁高校教育課長に提出しなければならない。成績一覧表1部は保管すること。なお、県教育庁へ提出されたフロッピーディスクは、平成17年度高等学校入学者選抜に関する事務が終了後、すみやかに廃棄するものとする。

- c 各中学校でデータを入力したフロッピーディスクの複製を作成する場合は、校長の責任のもとで行うとともに、管理については十分に注意すること。
- d 平成16年3月以前の卒業者に関する成績一覧表については、過去に当該教育事務所長等に審査、証明を受けたものの写しに出身中学校長による原本証明をしたものでもよい。この場合は、当該教育事務所長等への提出を省略するものとする。なお、平成11年3月以前に中学校を卒業した者については、成績一覧表を作成する必要はない。

ウ 高等学校長による手続

高等学校長は、提出された上記アの(ア)～(キ)を受理した場合は、受検票を交付する。

(2) 出願の制限

出願は、1校1学科・コース限りとする。第2志望を申し出ることはいできない。

(3) 出願の変更等

いったん出願した場合は、変更はできない。

8 選抜

(1) 実施日

平成17年2月1日(火)

(2) 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

(3) 検査内容

ア 各高等学校長は、面接、小論文、実技検査、学校独自検査の中から選抜方法を定める。(複数の組合せも可。)

イ 学校独自検査とは、独自問題、実験、自己表現、総合的な学習の時間の成果の発表に関するものなど、学校が独自に作成する検査をいう。

(4) 選抜方法

ア 各高等学校長は、入学者の選抜に当たって自校が重視する観点に沿って、受検者の多様な能力・適性や意欲・関心、努力の成果等について優れた面を積極的に評価する。

イ 入学者の選抜は、出身中学校長から送付された志願理由及び自己アピール書、調査書、成績一覧表等の書類及び上記(3)のアの中で、各高等学校が実施した検査の結果を資料として総合的な判断のもとに行う。

ウ 選抜基準は、当該高等学校長が定める。

(5) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。

イ 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(6) 前期選抜委員会の設置

各高等学校長は、あらかじめ前期選抜委員会を組織し、厳正・公正な選抜となるよう十分検討するものとする。

(7) 受検者の携帯品

受検者は、受検票、筆記用具、消しゴム及び前期選抜に必要な用具を持参すること。（前期選抜に必要な用具は、出願先の高等学校長が定めて示す。）ただし、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移动通信機器（携帯電話等）等、検査上公正を欠くものの検査室への持ち込みは許さない。

(8) その他

ア 各高等学校長は、前期選抜で自校が重視する観点、募集人員、選抜方法等を県教育委員会に報告し、県教育委員会はこれをまとめて発表する。

イ 各高等学校長は、具体的な実施方法や選抜基準等を県教育委員会に報告し、県教育委員会はこれをまとめて発表する。

ウ 入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

9 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成17年2月9日（水）に、当該高等学校長から出願者の出身中学校長に通知（様式9）するとともに、合格内定者に対しては、出身中学校長をとおして本人に通知（様式10）する。

ただし、選抜結果の通知書は、出願者の出身中学校長又は代理者に手交することができる。

10 合格者の発表

平成17年3月15日（火）に、後期選抜の合格者と同時に、出願した各高等学校において、受検番号で発表する。

11 不合格者の取扱

(1) 選抜の結果、不合格になった者は、改めて後期選抜に出願することができる。なお、同一の高等学校に再び出願する場合は、出願に必要な書類のうち、調査書、成績一覧表を省略するものとする。

(2) 高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人に直接、親展便にて返却するものとする。

Ⅱ 中高一貫教育に係る入学者選抜

1 実施高等学校

中高一貫教育を行う高等学校（県立小国高等学校及び県立天草高等学校天草西校）

2 出願資格

入学を志願できる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 平成17年3月に、当該高等学校との間で中高一貫教育を行っている中学校を卒業する見込みの者で、合格した場合は、必ず入学すること。
- (2) 中高一貫教育を行っている中学校での学習を踏まえ、当該高等学校における学習に対する意欲と目的意識を持っていること。

3 募集人員

募集人員は、当該高等学校の募集定員を上限とする。

4 出願期間

平成17年1月20日（木）から1月24日（月）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

5 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類を在学する中学校長を経由して出願先の高等学校長に提出する。

- (ア) 入学願（様式1-(2)に準拠して各高等学校長が定める。）
- (イ) 受検票（様式2）
- (ウ) 写真票（様式3）
- (エ) 当該高等学校長が課した課題に対するレポート
- (オ) 自己申告書（様式6）（※ I前期選抜7の(1)のアの(カ)を参照のこと。）
- (カ) 入学者選抜手数料（2,200円）

イ 中学校長による手続

- (ア) 調査書（様式7）
（※ I前期選抜7の(1)のイの(ア)を参照のこと。）
- (イ) 成績一覧表（様式8）
（※ I前期選抜7の(1)のイの(イ)を参照のこと。）

ウ 高等学校長による手続

高等学校長は、提出された上記アの(ア)～(カ)を受理した場合は、受検票を交付する。

(2) 出願の制限

ア 出願先は、出身中学校との間で中高一貫教育を行っている高等学校のみとする。

イ 熊本県立高等学校入学者選抜の前期選抜との併願はできないものとする。

6 選抜

(1) 実施日

平成17年2月1日(火)

(2) 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

(3) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。

イ 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(4) 検査内容

ア 面接

面接は、出願者全員に対して、当該高等学校において実施する。面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

イ 作文

(ア) 作文(400字・30分)は、出願者全員に対して、出願した高等学校で行うことができる。

(イ) 作文の実施に当たっては、あらかじめ校内に作文委員会を設け、作文のテーマや実施方法等について十分検討するものとする。

(5) 選抜方法

ア 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題に対するレポート、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。なお、課題については、当該高等学校長は平成16年11月19日(金)までに当該中学校長に通知する。

イ 選抜基準

選抜基準は、当該高等学校長が定める。

(6) その他

入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

7 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成17年2月9日(水)に、当該高等学校長から出願者の出身中学校

長に通知（様式11）するとともに、合格内定者に対しては、出身中学校長をとおして本人に通知（様式12）する。

ただし、選抜結果の通知書は、出願者の出身中学校長又は代理者に手交することができる。

8 合格者の発表

平成17年3月15日（火）に、後期選抜の合格者と同時に、出願した各高等学校において、受検番号で発表する。

9 不合格者の取扱

- (1) 選抜の結果、不合格になった者は、改めて後期選抜に出願することができる。なお、同一の高等学校に再び出願する場合は、出願に必要な書類のうち、調査書、成績一覧表を省略するものとする。
- (2) 高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人に直接、親展便にて返却するものとする。

Ⅲ 後 期 選 抜

1 趣 旨

受検者の中学校教育における学習成果を総合的に評価する。

2 実施学科等

全日制課程及び定時制課程の全学科・コース

3 出願資格

入学を志願できる者は、本県の前期選抜又は中高一貫教育に係る入学者選抜に合格した者以外の者であるとともに、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成17年3月に中学校又はこれに準じる学校を卒業見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第63条の各号の一に該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

4 入学者選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、出身中学校長から送付された調査書、成績一覧表等の書類及び選抜のための学力検査の成績等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。
- (2) 調査書の各教科の学習の評定と学力検査の成績を選抜の主たる資料とする。
- (3) 身体については、修学不可能と認められる者を除くほか、選抜に差等をつける資料としない。
- (4) 定時制課程の志願者で、満20歳以上の者(昭和60年4月1日以前に生まれた者。)のうち、希望する者については、学力検査に代えて作文及び面接を実施する。(以下、「成人特別措置」という。)
- (5) 美術科並びに普通科の美術コース、美術工芸コース、芸術コース及び体育コースへの出願者に対しては、実技検査を実施する。
- (6) 高等学校長は、職業教育を主とする学科及び定時制課程への出願者に対して面接を実施することができる。
- (7) 入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

5 募集人員

募集人員は、募集定員から前期選抜又は中高一貫教育に係る入学者選抜の合格者数を

減じた数とする。

6 通学区域等

通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（付表）による。

同規則第4条による特例は、次のとおりとする。

- (1) 普通科のコースについては、通学区域を県下全域とする。
- (2) 普通科のコース、専門学科及び中高一貫教育を行う高等学校については、学区外の出願者に入学を許可し得る数を、募集定員の5パーセント以内とする。なお、普通科のコース及び専門学科の通学区域は県下全域で、学区外とは県外である。
- (3) コースを除く普通科については、学区外の出願者に入学を許可し得る数を、後期選抜の募集人員の5パーセント以内とする。

7 出願期間

- (1) 出願期間は、平成17年2月10日（木）から2月16日（水）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする（定時制課程は、毎日午前9時から午後7時までとし、最終日は正午までとする。）。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日には受付をしない。郵送による出願の場合は、2月15日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (2) 上記(1)に関わらず、県外から転勤等正当な理由によって、入学式当日までに志願高等学校の学区内に保護者とともに確実に転居し、入学後も通学区域内から通学する場合は、特例として平成17年2月23日（水）から3月2日（水）午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日には、受付をしない。なお、この場合、やむを得ない事情のため平成17年2月16日（水）までに出席できなかったことを証明する書類を添付すること。

8 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類を在学する中学校長又は出身中学校長を経由して出願先の高等学校長に提出する。

- (ア) 入学願（様式1-(2)に準拠して各高等学校長が定める。）（※ I前期選抜7の(1)のアの(ア)を参照のこと。）
- (イ) 受検票（様式2）
- (ウ) 写真票（様式3）
- (エ) 農業自営者養成学科入学志願者調書（様式5）
（※ I前期選抜7の(1)のアの(オ)を参照のこと。）
- (オ) 自己申告書（様式6）（※ I前期選抜7の(1)のアの(カ)を参照のこと。）

(カ) 定時制課程における成人特別措置申請書（様式13）

成人特別措置（※ 4の(4)を参照のこと。）の適用を受けようとする者は、成人特別措置申請書を添付しなければならない。

(キ) 入学者選抜手数料

入学者選抜手数料は、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円とする。いったん受理した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。

イ 中学校長による手続

中学校長は、出願者から提出された上記アの書類等のほか、次の書類を出願先の高等学校長に提出する。

(7) 調査書（様式7）

a I前期選抜7の(1)のイの(7)を参照のこと。ただし、出身中学校長は、調査書を平成17年2月23日（水）から2月25日（金）午後4時までに提出するものとする。

b 前期選抜又は中高一貫教育に係る入学者選抜の出願先と同一の高等学校に再び出願する場合は、調査書の提出を省略するものとする。

(イ) 成績一覧表（様式8）

a I前期選抜7の(1)のイの(イ)を参照のこと。ただし、出身中学校長は、成績一覧表を平成17年2月23日（水）から2月25日（金）午後4時までに提出するものとする。

b 前期選抜又は中高一貫教育に係る入学者選抜の出願先と同一の高等学校に再び出願する場合は、成績一覧表の提出を省略するものとする。

c 県外の中学校長にあっては、V県外からの出願及び県外への出願の手続1の(2)によること。

ウ 高等学校長による手続

高等学校長は、提出された上記アの(7)～(キ)を受理した場合は、受検票を交付する。

(2) 出願の制限

出願は、1校限りとする。いったん入学願を提出した後は、(3)の「出願変更」及び(4)の「出願取消し」の場合を除き、どのような変更（出願期間内に、ある高等学校への出願を取り下げて、別の高等学校に出願することも含む。）も認めない。

(3) 出願変更

ア 出願した高等学校、課程、学科・コースを変更したい者は、1回に限り変更することができる。

イ 出願変更期間は、平成17年2月17日（木）から2月22日（火）までとし、この期間にウの出願変更の手続をすべて完了するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。なお、郵送による出願変更は受け付けない。

ウ 出願変更の手続は、次のとおりとする。

(7) 異なる高等学校に出願変更する場合

a 出願変更したい者は、出身中学校長を経て出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」（様式14）、「出願変更願（乙）」（様式15）と先に交付さ

れた受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。（自己申告書を提出した場合は、自己申告書も受け取る。「出願変更願（甲）」及び受検票は、出願変更前の高等学校で保管する。）

b 受け取った「出願変更願（乙）」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身中学校長を経て、出願変更先の高等学校長に提出し、受検票の交付を受ける。（自己申告書は新たに作成し、出願変更先の高等学校長にも提出できる。）

(イ) 同じ高等学校の異なる課程、学科・コースに出願変更する場合（同じ高等学校の本校分校間の変更も含む。）

出願変更したい者は、出身中学校長を経て、出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」と先に交付された受検票に添えて、新たに作成した入学願、受検票、写真票を提出し、先に提出した入学願、写真票を受け取るとともに、受検票の交付を受ける。

エ 入学者選抜手数料については、次の表のとおりとする。

納入する必要がある場合には、新たに出願する際に納入すること。

出 願 変 更 の 区 分	入学者選抜手数料の納入
県立高等学校全日制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	改めて納入する必要はない。
県立高等学校定時制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	
県立高等学校全日制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	
県立高等学校定時制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	先に納入した入学者選抜手数料との差額を納入すること。
県立高等学校から、熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校へ	改めて入学者選抜手数料の全額を納入すること。
熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校から、県立高等学校へ	

(4) 出願取消し（「出願取消し」とは、出願を取り消した後、どの高等学校へも出願をしない場合をいう。）

出願取消しの場合は、平成17年2月23日（水）以後に、本人、保護者及び出身中学校長連署のうえ、文書で出願先の高等学校長に届け出なければならない。

9 選 抜

(1) 学力検査

ア 学力検査日時

平成17年3月8日（火）及び9日（水）の両日、午前10時から実施する。

イ 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

ウ 検査の実施

- (7) 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。
 (i) 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

エ 学力検査問題

- (7) 検査教科、検査時間及び配点
 a 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とし、英語のリスニングテストを英語の検査時間内に実施する。
 b 検査時間は、各教科とも50分とする。
 c 配点は、各教科とも50点とする。
- (i) 学力検査問題の作成及び検査の実施
 学力検査は、問題を県教育委員会が作成し実施する。
- (ii) 学校選択問題
 各高等学校長は、数学及び英語の学力検査において、県教育委員会が作成した学校選択問題の中から、自校の受験者が解答する問題を指定する。
- (I) 学力検査時間割

第1日 3月8日(火) 集合時刻 午前9時20分

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	国語	10:00	10:50	50
休憩				
第2時限	理科	11:10	12:00	50
休憩				
第3時限	英語 (リスニングテストを含む。)	13:10	14:00	50

第2日 3月9日(水)

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	社会	10:00	10:50	50
休憩				
第2時限	数学	11:10	12:00	50

オ 得点の特別処理

- (7) 理数科及び普通科の理数コースにおいては、数学の得点を、英語科並びに普通科の英語コース及び国際コースにおいては、英語の得点を2倍にして処理する。
- (i) 職業教育を主とする学科においては、学科の特性に応じた教科の得点を2倍にして処理することができる。
- (ii) 全日制の単位制高等学校(総合学科を含む。)においては、次のa、bのいずれかを選択することができる。
 a 5教科の中で、得点が高い方から2教科の得点を2倍にして処理する。
 b 5教科の中で、受験者があらかじめ申告した2教科の得点を2倍にして処理

する。

カ 選抜の手順

選抜は、次の手順による。

- (ア) 各受検者について、学力検査を行った5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の検査得点を合計し、合計点の高い順に順位をつける。なお、上記オの得点の特別処理を適用する学科・コースにおいては、当該教科の検査得点を2倍して、他の教科の検査得点と合計し、合計点の高い順に順位をつける。
- (イ) 調査書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の9教科（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術・家庭）の評定を合計し、合計点の高い順に順位をつける。
- (ウ) 受検者の中で、(ア)の学力検査の順位、(イ)の評定の順位が、ともに募集人員以内にある者を対象に、第1選考として、その中から合格者を決定する。
- (エ) 第1選考での合格者数が募集人員に満たない場合、募集人員の1.1倍、募集人員の1.2倍、…など、募集人員の10パーセントずつ範囲を順次拡大し、学力検査の順位及び評定の順位が、ともにその範囲内に入る者を対象に、第2選考、第3選考、…として、その中から残りの合格者を決定していく。

キ 受検者の携帯品

受検者は、受検票、筆記用具、消しゴム、定規、コンパス及び実技検査に必要な用具を持参すること。ただし、分度器付き定規、分度器付きコンパス、分度器、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器（携帯電話等）等、検査上公正を欠くものの検査室への持ち込みは許さない。

ク 出願の手续をした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身中学校長によって証明された者については、出願先の高等学校長は、この学力検査に代わる他の適当な措置を講じることができる。

(2) 作文、面接、実技検査及び健康診断

ア 作文

- (ア) 定時制課程における成人特別措置により作文を実施する場合は、平成17年3月9日（水）当該高等学校において実施する。
- (イ) 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、800字、50分で実施する。
- (ウ) 作文の実施に当たっては、あらかじめ校内に作文委員会を設け、作文のテーマや実施方法等については十分検討するものとする。

イ 面接

面接を実施する場合は、平成17年3月9日（水）当該高等学校において実施する。面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

ウ 実技検査

実技検査を実施する場合は、平成17年3月9日（水）学力検査終了後、当該高等学校において実施する。実技検査に当たっては、校内に実技検査委員会を設け、検査の細目等について十分検討し、実施するものとする。検査の細目については、県教育委員会の承認を受けて当該高等学校長が定める。

エ 健康診断

高等学校長は、調査書の健康の記録欄によって、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公立保健所による検査を求めることができる。

10 海外帰国生徒等の取扱

高等学校長は、海外帰国生徒及び中国等帰国生徒が県立高等学校を志願する場合は、県教育委員会の承認を受けて、選抜に当たって特別の配慮をすることができる。

11 身体に障害がある受検者への配慮事項

- (1) 中学校長は、身体に障害があるため、通常の方法により学力検査を受検することが困難と認められる者が志願する場合には、すみやかに志願予定の高等学校長へ連絡すること。
- (2) 高等学校長は、通常の学力検査の方法では受検が困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法、検査場等について適切な措置を講じるものとする。

12 合格者の発表

- (1) 発表の日は、平成17年3月15日（火）とする。
- (2) 出願した各高等学校において、受検番号で発表する。

13 不合格者の取扱

高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人に直接、親展便にて返却するものとする。

Ⅳ 二 次 募 集

〈全日制課程〉

1 実施学科等

合格者数が募集定員に満たない学校、学科・コースについて、二次募集を実施するものとする。

2 出願資格

二次募集を出願することができる者は、平成17年度熊本県立高等学校入学者選抜の後期選抜における学力検査（以下、「本検査」という。）を受検した者（定時制課程における成人特別措置による受検者を除く。）で、出願時において、本県の内外を問わず、国・公・私立のいずれの高等学校（大学入学資格が付与されている専修学校高等課程の学科を含む。）にも合格していない者とする。ただし、本検査で受検した高等学校の同一学科・コース（第1志望に限る。）に出願することはできない。

なお、いったんいずれかの高等学校に合格した者は、その後の手続の有無にかかわらず出願できない。

3 募集人員

募集定員から、前期選抜又は中高一貫教育に係る入学者選抜、後期選抜の合格者数を減じた数

4 出願期間

出願期間は、平成17年3月16日（水）から3月18日（金）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。なお、郵送により出願する場合は、出願者の住所、氏名を記入し、80円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封のうえ、3月17日（木）までの消印となるよう投函すること。

5 出願手続等

- (1) 二次募集の志願者は、入学願(二次募集)（様式16）に入学者選抜手数料（2,200円）を添えて、出身中学校長を経て志願高等学校長に提出（出願期間内に必着すること。）し、二次募集受付票（様式17）を受領する。（自己申告書は希望すれば提出できる。）
- (2) 出願は、1校1学科・コース限りとする。

- (3) 中学校長は、当該志願者が本検査を受検した県立高等学校の校長に、後期選抜学力検査成績証明書等送付願（様式18）を提出する。（出願期間内に必着すること。）
- (4) 上記(1)において、郵送により提出する場合には、出身中学校長及び志願高等学校長は、次の手続をとること。
- ア 中学校長は、志願高等学校長あてに入学願を3月17日（木）までの消印になるよう投函し、入学者選抜手数料を3月17日（木）までに電信為替で送金するとともに、志願高等学校長あてに入学願のコピー及び電信為替金受領証書を3月17日（木）までにファクシミリで送信すること。
- イ アで、中学校長からのファクシミリを受け取った志願高等学校長は、折り返し中学校長あてに二次募集受付票をファクシミリで送信する。さらに、面接を実施しない場合は、志願者に二次募集受付票を送付し、面接を実施する場合は、志願者に受付票を送付せず、面接当日に本人であることを確認のうえ、直接手渡すこと。
- ウ イで、志願高等学校長からの二次募集受付票のファクシミリによる送信を受けた中学校長は、志願者に面接の有無、日時を連絡するとともに、志願者に連絡がとれ次第、志願高等学校長に連絡済みの電話連絡を行うこと。
- (5) 上記(3)において、郵送にて提出する場合は、中学校長は、当該志願者が本検査を受検した県立高等学校の校長あてに後期選抜学力検査成績証明書等送付願を3月17日（木）までの消印となるように投函するとともに、同日までに、後期選抜学力検査成績証明書等送付願をファクシミリで送信すること。

6 選 抜

- (1) 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。
- (2) 二次募集を実施する高等学校長は、出願者に対して、平成17年3月23日（水）に、当該の高等学校でⅢ後期選抜9の(2)のイに準じて面接を実施することができる。
- なお、出願者は面接の有無について二次募集受付票で確認をするとともに、面接が実施される場合は、面接時に二次募集受付票を持参すること。
- (3) 入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

7 選 抜 結 果 の 通 知 等

二次募集を実施した高等学校の校長は、選抜結果について、平成17年3月25日（金）に、出願者に郵送で通知（様式19）するとともに、出身中学校長に通知（様式20）する。

8 不 合 格 者 の 取 扱

高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書

を出願者本人に直接、親展便にて返却するものとする。

〈定時制課程〉

1 実施学科等

合格者数が募集定員に満たない学校、学科・コースについて、二次募集を実施するものとする。

2 出願手続等

出願は、1校1学科・コース限りとする。

3 実施要項

実施要項は当該高等学校長が定める。

4 不合格者の取扱

高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人に直接、親展便にて返却するものとする。

V 県外からの出願及び県外への出願の手続

1 県外中学校出身者で熊本県公立高等学校に出願する場合

- (1) 県外中学校出身者で熊本県公立高等学校に出願する者は、この要項のⅢ後期選抜8の(1)に示した必要書類等のほかに、県外公立高等学校入学志願についての証明書(様式21)を出願先の高等学校長に提出すること。ただし、様式21に準じたものであれば、各県で定めたものを使用してもよい。
- (2) 当該中学校長は、成績一覧表(様式8)については、直接熊本県教育委員会(熊本市水前寺6丁目18番1号、熊本県教育庁高校教育課長あて)及び出願先の高等学校長に、各1部を平成17年2月23日(水)から2月25日(金)までに提出しなければならない。なお、様式8に準じたものであれば、各県で定めたものを使用してもよい。また、当該教育事務所長の証明はなくてもよい。
- (3) 書類不備の場合、入学願は受け付けない。

2 熊本県内中学校出身者で県外公立高等学校に出願する場合

県外公立高等学校に出願する者で、出願しようとする公立高等学校所在の都道府県教育委員会等が要求する提出書類に、熊本県教育委員会の証明等を必要とする場合には、必要とする部数より1部多い部数を、必要とする日の少なくとも10日前までに提出しなければならない。

VI 口頭による開示請求

受検者は、熊本県個人情報保護条例の規定に基づき、次のとおり、口頭による開示請求を行うことができる。

1 口頭による開示請求を行うことができる個人情報

平成17年度熊本県立高等学校入学者選抜の後期選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点

2 口頭による開示請求を行うことができる者

上記1の学力検査の受検者本人。法定代理人は認めない。

3 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の開示（以下、「簡易開示」という。）のための期間及び時間

(1) 全日制課程

平成17年3月28日（月）から平成17年4月28日（木）の期間（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）で、原則として午前9時から午後4時まで。

(2) 定時制課程

ア 平成17年3月28日（月）から平成17年4月7日（木）の期間（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）は、原則として午前9時から午後4時まで。

イ 平成17年4月8日（金）から平成17年4月28日（木）の期間（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）は、原則として午後2時から午後9時まで。

4 簡易開示を行う場所

学力検査を受検した県立高等学校

5 持参すべきもの

受検票、生徒手帳、卒業証明書（卒業証書も可。）、各種健康保険証のいずれか1つ

6 簡易開示の方法

本人を確認した後、直ちに閲覧により開示する。なお、電話又は郵送による簡易開示請求は受け付けない。

Ⅶ そ の 他

1 入学者選抜事務処理要項

入学者選抜事務処理要項は別に定め、各高等学校長に通知する。

2 文部科学省指定農業経営者育成高等学校の農業自営者養成学科入学志願者に対する農業自営志願に関する証明書等

文部科学省指定農業経営者育成高等学校（熊本県立菊池農業高等学校）の農業自営者養成学科入学志願者に対しては、校長は、県教育委員会の承認を受けて、農業自営者養成学科入学志願者調書（様式5）に加えて、農業自営志願に関する証明書等の書類提出を求めることができるものとする。

3 高等学校通信制課程及び専攻科の入学者選抜要項

高等学校通信制課程及び専攻科については、校長は、県教育委員会の承認を受けて、この要項に準じた入学者選抜要項を定めるものとする。

様式1-(1)

受 付 番 号						学 区 内 外
<h2 style="margin:0;">入 学 願</h2> <h3 style="margin:0;">(前 期 選 抜)</h3>						
貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。 平成 年 月 日 熊本県立 高等学校長 様						
志 願 者	ふりがな			性 別		
	氏 名			氏 名	印	
	生年月日	昭和 年 月 日 平成		保 護 者	府 市 県 郡	
	生活の本拠	府 県 市 郡 町 村 丁目 番 地 号		本 拠	町 村 丁目 番 地 号	
学 歴 及 び 職 歴						
昭和 平成	年 月 日	小学校第6学年卒業				
昭和 平成	年 月 日	中学校第1学年入学				
昭和 平成	年 月 日					
昭和 平成	年 月 日					
昭和 平成	年 月 日					
昭和 平成	年 月 日					
この記載事項に相違ないとともに、貴校以外の公立高等学校を志願していないことを証明します。 なお、「平成17年度熊本県立高等学校入学者選抜要項」の「I 前期選抜」の「3 出願資格」の要件を満たしていることを確認します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 学 校 名 職 印 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 校 長 氏 名 </div>						

- (注) 1 「学区内 学区外」等は、該当するものを○で囲むこと。
 2 志願者氏名は、必ず本人が書くこと。
 3 入学志願者が成人のときは、保護者欄の記載を要しないが、志願者氏名欄に押印すること。

様式2

受 検 票			
(前期選抜・中高一貫・後期選抜)			
受検番号			
ふりがな 氏 名			性 別
生年月日	昭和 平成	年 月 日	
出身中学校	学校名		
卒業年月	昭和 平成	年 月	卒 業 卒業見込み
検 査 場			
出身中学校長職印		志願高等学校長職印	

- (注) 1 「前期選抜・中高一貫・後期選抜」等は、該当するものを○で囲むこと。
 2 この受検票は、平成17年度熊本県立高等学校入学者選抜学力検査（後期選抜）における口頭による開示請求の際、受検者本人であることを証明するものとなりますので、大切に保管しておいて下さい。
 [熊本県教育委員会]

様式3

写 真 票	
(前期選抜・中高一貫・後期選抜)	
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p>(写 真)</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>職 印</p> </div> </div>	
受 検 番 号	
ふ り が な	
氏 名	性別 ()
出 身 中 学 校	

- (注) 1 「前期選抜・中高一貫・後期選抜」の部分は、該当するものを○で囲むこと。
 2 写真は、平成16年9月以降に撮影したもの（たて5.0cm、よこ3.5cm）で、脱帽、正面、上半身のものとする。
 3 職印は、出身中学校長の職印とする。

[熊本県教育委員会]

志願理由及び自己アピール書（裏）

Blank area for writing the application letter, consisting of a large rectangular box with horizontal dashed lines.

- (注) 1 「※ 受検番号」の欄には、記入しないこと。
2 「志願理由及び自己アピール書」の欄には、その高校の学科やコースを志願する動機や理由等について、さらには、自己PR、中学校3年間の学業、文化、体育、生徒会、ボランティア等の活動の実績等について具体的に記入する。
3 「志願理由及び自己アピール書」は、出願者本人が記入すること。
4 筆記用具は鉛筆でもよい。
5 中学校に在籍していない者は、学校名を記載しなくてよい。
6 「志願理由及び自己アピール書」は、多くとも裏面までとする。

様式5

入学願の 受付番号	
--------------	--

志望学科	第1志望	科
	第2志望	科

農業自営者養成学科入学志願者調書

中 学 校 名	氏 名	性 別	現 住 所	生 年 月 日
				昭和 年 月 日 平成

1 家族の就農状況（農家のみ記入すること。）

氏 名	年 齢	就 農 状 況		氏 名	年 齢	就 農 状 況	
		農業だけに 従事	農業と他の 職業に従事			農業だけに 従事	農業と他の 職業に従事

（注） 家族で農業に従事している者について記入し、就農状況は該当欄に○印を付けること。

2 農業経営の類型（農家のみ記入すること。）

--

（注） 例えば、稲作経営、水田酪農経営、果樹作経営、水稲+野菜作経営など、経営組織の類別を記入すること。

3 将来の方向

(1)卒業後の進路

自 営		進 学		就 職	
農 業 自 営	その他の自営	進学後農業自営	進学後就職	農業関係就職	農業以外の就職

(2)経営の中心（農業自営を志向する者のみ記入すること。）

稲作	野菜	果樹	畜産	養蚕	い草	花	たばこ	樹芸	茶	その他（ ）
----	----	----	----	----	----	---	-----	----	---	--------

4 本人・保護者が自営者養成学科を志望する理由

(1)本人の意志

--

(2)保護者の意志

--

上記の記載に相違ありません。

平成 年 月 日

保護者氏名

印

上記の理由により貴校を志願していることを証明します。

平成 年 月 日

中学校長氏名

職 印

（注） 1 「昭和 平成」「卒業後の進路」「経営の中心」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 前期選抜においては、第2志望を申し出ることはいけません。

自 己 申 告 書 (裏)

Blank area for writing the self-declaration, featuring horizontal dashed lines.

- (注) 1 「受検番号」の欄は、記入しないこと。
2 自己申告書は、出願者本人が記入すること（様式6をコピーして使用することも可。）
3 筆記用具は鉛筆でもよい。
4 自己申告書は、本人の氏名、郵便番号、住所を記入した返信用封筒（定形。切手は不要。）
を同封のうえ、厳封した後、中学校長に提出すること。なお、提出する封筒には、中学校
名、氏名を記入しておくこと。また、いずれの封筒も出願者が準備すること。
5 「自己申告書」は、必ずしも裏面にわたる必要はない。